

沖縄総合事務局開発建設部における ダンピング対策等の平成19年度の実施方針について

平成19年度沖縄総合事務局開発建設部ダンピング対策連絡会を昨日(5/14(月))開催しましたので、その結果をお知らせします。

1. 平成18年度開発建設部における低入札(特別重点調査)の状況について
2. 開発建設部のダンピング対策等に関する平成19年度の実施方針について

【問合せ先】

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部
技術管理課長 平良 正光(内線3311)
電話番号 098-866-0031(代表)
098-866-0408(直通)
〒900-8530 那覇市前島二丁目21番地7号

開発建設部における低入札（特別重点調査）の状況

■部全体

年度	入札件数	低入札調査		うち、特別重点調査	
			発生率		発生率
H18 《対策前》	202	68	33.7%	—	—
《対策後》 H18	96	19	19.8%	7	7.3%
H19	15	1	6.7%	1	6.7%

※入札件数は、予定価格1千万円以上で、随意契約を除く。

■建設系

年度	入札件数	低入札調査		うち、特別重点調査	
			発生率		発生率
H18 《対策前》	144	40	27.8%	—	—
《対策後》 H18	72	17	23.6%	7	9.7%
H19	14	1	7.1%	1	7.1%

■港湾系

年度	入札件数	低入札調査		うち、特別重点調査	
			発生率		発生率
H18 《対策前》	58	28	48.3%	—	—
《対策後》 H18	24	2	8.3%	0	0.0%
H19	1	0	0.0%	0	0.0%

※《対策前》 → 平成18年4月1日～12月8日までに入札した工事を対象。

※《対策後》 → 平成18年12月9日～平成19年4月30日までに入札した工事を対象。

※ 対策後とは、「緊急公共工事品質確保対策」に基づいたダンピング対策施行後である。

開発建設部のダンピング対策等に関する 平成１９年度の実施方針について

１．ダンピング対策について

【方針】 平成１９年度においても、平成１８年度に実施したダンピング対策を引き続き実施する。

- ・ 施工体制確認型総合評価方式
- ・ 特別重点調査 等

２．総合評価型一般競争入札方式の拡大について

【方針】 平成１９年度は、原則、総合評価型一般競争入札方式とする。
なお、災害復旧等の緊急的な工事の発注については、別途考慮する。

３．施工体制確認型総合評価方式の試行について

【方針】 平成１９年度は、予定価格２億円以上の工事について全工事対象とする。
また、予定価格２億円未満の工事についても積極的に試行するものとする。

４．総合評価方式の加算点の拡大について

【方針】 別紙１のとおり。
なお、適用は、平成１９年５月１５日以降公告する工事からとする。

５．建設コンサルタント業務等の低入札価格調査制度の本格導入とプロポーザル方式の拡大について

【方針】 別紙２のとおり。
なお、低入札価格調査制度の適用は、平成１９年５月１４日以降入札手続きを行う業務からとする。

総合評価方式の加算点(満点)の拡大について

		総合評価方式の拡充 【加算点(満点)の拡大】			総合評価方式の拡充 【加算点(満点)の拡大(施工体制確認型の場合)】		
		通達における基準	開発建設部の運用 (旧)	開発建設部の運用 (新)	通達における基準	開発建設部の運用 (旧)	開発建設部の運用 (新)
簡易型	I 型	10～30点	10点	20点	10～50点	10点	30点
	II 型		15点	25点		15点	35点
	III 型		20点	30点		20点	40点
標準型		10～50点	30点	40点	10～70点	30点	50点
高度技術提案型		10～50点	50点	50点	10～70点	50点	検討中

※施工体制評価点の30点については、別途加算。

コンサルタント業務等における 低入札価格調査の制度化について

- 予算決算及び会計令第85条の基準が改正された。
- 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務が新たに低入札価格調査制度の対象となった。
- これに伴い、業務についても今後は「調査基準価格」が定められる。
- 平成16年度末から実施してきた「建設コンサルタント業務等における低価格による受注に関する調査等」の試行については、廃止する。

建設コンサルタント業務等における低入札調査の基準

予定価格算出の基礎となった下表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を、予定価格で除して得た割合を低入札調査の基準とする。

低入札調査の対象は、予定価格1千万円を越える以下の業務を対象とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接 測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3 を乗じて得た額	—
建築関係の建設コ ンサルタント業務	直接 人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10 分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分 の5を乗じて得た額
土木関係の建設コ ンサルタント業務	直接 人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の 5を乗じて得た額	諸経費の額に10分 の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接 調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額 に10分の7を乗じて得た 額	諸経費の額に10分 の3を乗じて得た額
補償関係建設コン サルタント業務	直接 人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の 5を乗じて得た額	諸経費の額に10分 の5を乗じて得た額

※ 地質調査業務以外は、上記の割合が8／10を超える場合にあっては8／10と、6／10に満たない場合にあっては、6／10となる。

※ 地質調査業務は、上記の割合が8.5／10を超える場合にあっては8.5／10と、2／3に満たない場合にあっては、2／3となる。